

令和4年度 近畿北陸学生ヨット団体戦 帆走指示書

[DP] の表記は、その規則の違反に対するペナルティーを、プロテスト委員会が裁量により失格より軽減することができることを意味する（この帆走指示書の13.3参照）。

[SP] の表記は、レース委員会が審問なしに標準ペナルティーを与えることができる規則を意味する。レース委員会は抗議することもでき、その場合には審問を経てプロテスト委員会の裁量によりペナルティーが決定される（この帆走指示書の13.2および13.3参照）。

[NP] の表記は、その規則の違反は艇による抗議の根拠とはならないことを意味する（この帆走指示書の15.7参照）。

1. 規則

- 1.1 本大会には『セーリング競技規則』（以下、「RRS」という）に定義された規則が適用される。ただし、この帆走指示書の各項（以下、「SI」という）で、RRSの一部を変更する。
- 1.2 RRS 付則 T（調停）が適用される。RRS T1に基づく「レース後ペナルティー」を履行した艇は、得点略語 ARB を用いて記録される。これは RRS A10 を変更している。
- 1.3 [DP] 『全日本学生ヨット連盟規約』、『470 級学連申し合わせ事項』、『スナイプ級学連申し合わせ事項』及び『艇体への大学名表示に関する学連申し合わせ事項』が適用される。
- 1.4 SCIRA 規則の『国内及び国際選手権大会の運営規定』は、同規定 9.1 に定められたレースを行う最大風速に関する規定を除き、適用されない。この場合におけるレース委員会への救済要求では、救済の根拠とはならない。これは RRS 62.1(a) を変更している
- 1.5 RRS 41(a)～(d)に加えて、艇は以下の外部からの援助を受けても RRS 41 に違反しない。
 - (e) 自チームの他艇からの情報。
- 1.6 RRS 62.1(b)および(d)を、以下の通り変更する。
 - (b) 第2章の規則に違反した艇（ただし、自チームの艇を除く）、またはその艇を避けている必要があるレース中でない船舶（ただし、自チームの競技者の支援者が乗船している船舶を除く）の行動により被った傷害または物理的損傷。
 - (d) 規則2に基づくペナルティー、または規則69.2(h)に基づくペナルティーもしくは警告を受けることとなった、艇（ただし、自チームの艇を除く）またはその乗員もしくは支援者の行動。
- 1.7 同じチームの艇間のインシデントで接触がなかった場合、RRS 第2章の規則違反に対するペナルティーは課されない。
- 1.8 RRS 44.2の最初の文の後に、以下を追加する。

「ただし、オフセット・マーク（マーク1A）が用いられる場合、艇は、マーク1のゾーン内またはマーク1と1Aとの間のレグにおけるインシデントについてのペナルティーの履行を、マーク1Aを通過し終わるまで遅らせることができる。」

2. 競技者への通告

競技者への通告は、3種のツールを用い、以下に主な用途を記載する。

・公式掲示板は、レース運営支援ツール（俗称：オルグ）を使用し、帆走指示書の変更などの大会文書のほかタイムリミット、審問予定、判決結果など審問に関わるものに使用する。

・近畿北陸団体戦予選LINEオープンチャットは、ブリーフィングや開閉会式の時刻、zoom URL 案内、陸上掲揚した旗の内容、調停呼び出しなどその他会場アナウンスの用途、などに使用する。

・近畿北陸学生ヨット連盟公式ホームページは、エントリーフォーマットや審問要求書、乗員表などの各種書類の入手に使用する。

オルグへの掲示とLINEオープンチャットと大会本部前に設置された補助的掲示板への掲示に関して掲示物の有無、時刻の誤差などが生じた場合、オルグへの掲示された情報を有効とする。



レース運営支援ツール（俗称：オルグ）

URL : <https://www.racingrulesofsailing.org/documents/4758/event?name=kinkihokuriku-2022>



近畿北陸学生ヨット連盟ホームページ

URL : kinhokugakuren.com



LINE オープンチャット QR コード :

3. 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更はそれが発効する当日の 8:00 までに掲示される。ただし、レース日程の変更は、それが発効する前日の 17:30 までに掲示される。

4. 陸上で発する信号

- 4.1 陸上で発する信号は、大会本部前に設置された信号柱に掲揚され、その通知は近畿北陸団体戦予選 LINE オープンチャットで競技者に送られる。
- 4.2 回答旗が陸上で掲揚された場合、RRS レース信号『回答旗』中の「1分」を「40分以降」に置き換える。
- 4.3 音響1声とともに掲揚されるD旗は、「予告信号はD旗の掲揚後40分以降に発せられる」ことを意味する。

[DP] 艇は、この信号が発せられるまで、出艇してはならない。

5. レース日程

5.1 レース日程、最初のレースの予告信号予定時刻は以下の通りとする。

| | | |
|-------|------------|---------------------------|
| 9月22日 | 主将艇会議 | 17:00 zoom (オープンチャットにて通知) |
| 9月23日 | 開会式 | 8:00 zoom (オープンチャットにて通知) |
| | ブリーフィング | 8:10 zoom (オープンチャットにて通知) |
| | 470級予告信号 | 9:20 |
| | スナイプ級予告信号 | 470級スタート信号に引き続き行う。 |
| | 1日目第2レース以降 | 前のレースに引き続き行う。 |
| 9月24日 | ブリーフィング | 8:10 zoom (オープンチャットにて通知) |
| | 470級予告信号 | 9:20 |
| | スナイプ級予告信号 | 470級スタート信号に引き続き行う。 |
| | それ以降のレース | 前のレースに引き続き行う。 |
| 9月25日 | ブリーフィング | 8:10 zoom (オープンチャットにて通知) |
| | 470級予告信号 | 9:20 |
| | スナイプ級予告信号 | 470級スタート信号に引き続き行う。 |
| | それ以降のレース | 前のレースに引き続き行う。 |
| | 閉会式 | zoom (オープンチャットにて通知) |

5.2 本大会のレース数は両クラス共に、最大10レースとする。1日のレース数は最大4レースとする。尚、本大会で計画された全レースを行うため、当日までの計画に対して1レースを超えないまで、レースを前倒しで行う場合がある。

5.3 9月23日及び9月24日は、470級については16:00を過ぎての、スナイプ級についてはその10分後を過ぎての、9月25日は、470級については12:00を過ぎての、スナイプ級についてはその10分後を過ぎての予告信号は発しない。

6. クラス旗

クラス旗は以下の通りとする。

| クラス | クラス旗 | 旗色 |
|-------|-------|----------|
| 470級 | 470旗 | 白地に青色の記章 |
| スナイプ級 | スナイプ旗 | 白地に赤色の記章 |

7. レース・エリア

【添付書D】にレース・エリアの位置を示す。

8. コース

- 8.1 【添付書 A】は、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。
- 8.2 予告信号以前に、レース委員会信号艇に、以下を掲示する：
 - (a) 【添付書 A】に規定された、艇の帆走すべきコースを指示する信号の文字、および、
 - (b) 最初のレグのおおよそのコンパス方位。

9. マーク

- 9.1 マーク 1、2、3、4、および、これらのゲート・マークは黄色の円筒形ブイとする。
- 9.2 スタート・マークは、オレンジ旗を掲げたレース委員会信号艇とスターボード端およびポート端にあるレース委員会艇とする。
- 9.3 一方のフィニッシュ・マークは青色旗を掲げたレース委員会艇とする。他方のフィニッシュ・マークは、以下のいずれかとする：
 - (a) 青色旗を掲げたレース委員会艇、または、
 - (b) オレンジ色の円筒形ブイ。
- 9.4 SI 11 に規定される「新しいマーク」は、オレンジ色の三角錐形ブイとする。
- 9.5 オフセット・マークはオレンジ色の丸型ブイとする。

10. スタート

- 10.1 スタート・ラインは、両端のスタート・マーク上のオレンジ旗を掲揚しているポールの間とする。
- 10.2 [DP][NP] 予告信号が発せられていない艇は、他のレースのスタート手順の間、【添付書 B】に規定された『スタート・エリア』を回避しなければならない。
- 10.3 スタート信号後 4 分以内にスタートしない艇は、審問なしに『スタートしなかった (DNS)』と記録される。これは RRS A4 および A5 を変更している。
- 10.4 RRS 30.4 中の「セール番号」を「リコールナンバー」に置き換える。RRS 30.4 に定められたレース委員会による掲示は、両端のスタート・マーク上のプレ・スタート・サイドから見える位置に、次の準備信号が発せられるまで行われる。
- 10.5 470 級のスタートの 1 分以降に、スナイプ級の予告信号を掲揚する。

11. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し（またはフィニッシュ・ラインを移動し）、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。
その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

12. フィニッシュ

- フィニッシュ・ラインは、以下のいずれかとする：
- (a) 両端にあるフィニッシュ・マーク上の青色旗を掲揚しているポールの間、ま

たは、

- (b) 一端にあるフィニッシュ・マーク上の青色旗を掲揚しているポールと、他端にあるフィニッシュ・マークのコース側との間。

ただし、レース委員会がコース短縮の信号を発した場合は、RRS 32.2の通りとする。

13. ペナルティー方式

13.1 RRS 付則 P が適用される。ただし、RRS P1 中の「セール番号」を「セール番号またはリコールナンバー」に置き換える。

13.2 [SP] の記された規則に違反した艇に、レース委員会は審問なしに標準ペナルティーを課することができる。これは RRS 63.1 および A5 を変更している。標準ペナルティーを課された艇は、得点略語 STP を用いて記録される。

[SP] の記された規則に対する標準ペナルティーは、レースの予定された初日の 08:00 までに掲示される。レース委員会は、この標準ペナルティーが適切ではないと考えた場合、艇を抗議することもできる。

標準ペナルティーが課された場合、その艇のその規則違反は、艇による抗議の根拠とはならない。これは RRS 60.1(a) を変更している。

13.3 [SP] または [DP] の記された規則、レース公示 8.2 及び 12.5、クラス規則、RRS 付則 G の規則、RRS 77、並びに、SI 1.3 に挙げられた規約や申し合わせ事項の規則の違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が裁量により失格より軽減することができる。

14. タイム・リミット、ターゲット・タイムとフィニッシュ・ウィンドウ

14.1 ターゲット・タイム、タイム・リミット、マーク 1 のタイム・リミット、およびフィニッシュ・ウィンドウは以下の通りとする。

| クラス | ターゲット・タイム | タイム・リミット | マーク 1 のタイム・リミット | フィニッシュ・ウィンドウ |
|-------|-----------|----------|-----------------|--------------|
| 470 級 | 45 分 | 60 分 | 20 分 | 10 分 |
| スナイプ級 | 45 分 | 60 分 | 20 分 | 10 分 |

ターゲット・タイム通りとならなくても、救済の根拠とはならない。これは RRS 62.1(a) を変更している。

14.2 マーク 1 のタイム・リミット内に 1 艇もマーク 1 を通過しなかった場合、レースは中止される。

14.3 RRS 30 に違反せずスタートしてコースを帆走した最初の艇がフィニッシュした後、フィニッシュ・ウィンドウ内にフィニッシュしない艇は、審問なしに『フィニッシュしなかった (DNF)』と記録される。これは RRS 35、A4 および A5 を変更している。

15. 抗議、救済要求と審問再開要求

15.1 審問要求書の入手先は近畿北陸学生ヨット連盟ホームページおよびオルグにて入手できる。提出先については次ページのサイトから電子的に提出するか、紙に書かれた審問要求書を PC 事務局に提出する。
審問再開要求についても同様の手続きで提出しなければならない。これらは全て適切

な時間内に提出されなければならない。なお、電子的に提出する際に誤送信をしたことに気づいた送信者は、以下のアドレスに連絡を入れること。

メールアドレス: kinhokugakuren.biwako@gmail.com



また、レース後ペナルティーの履行、及び裁量ペナルティーの履行はPC事務局にある書面に直接記入して提出すること。

審問要求書提出先:



URL: <https://www.racingrulesofsailing.org/documents/4758/event?name=kinkihokuriku-2022>

- 15.2 それぞれのクラスに対して、抗議締切時刻はその日の最終レースに最終艇がフィニッシュした時刻、または、レース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を発した時刻、どちらか遅い方の70分後とする。抗議締切時刻は掲示される。
- 15.3 競技者に審問のことを知らせるために、抗議締切時刻後30分以内に通告が掲示される。審問は、大会本部にあるプロテスト・ルームにて、掲示に記載された時刻に開始される。調停の呼び出しにはLINEオープンチャットも併用する。
- 15.4 レース委員会、プロテスト委員会またはテクニカル委員会による抗議をRRS 61.1(b)に基づき艇に伝えるために、通告が掲示される。
- 15.5 SI13.1に基づきRRS 42違反に対するペナルティーを課された艇のリストはオルグにて掲示される。
- 15.6 SI13.2に基づき標準ペナルティーを課された艇のリストはオルグにて掲示される。
- 15.7 [NP] の記された規則の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。これはRRS 60.1(a)を変更している。
- 15.8 審問の当事者による審問再開要求は、以下の時間内に提出されなければならない。
 - (a) 最終日以外の日に判決を通告された審問については翌日の抗議締切時刻まで。
 - (b) 最終日に判決を通告された審問については通告から20分以内。これはRRS 66を変更している。
- 15.9 審問の判決はオルグにて掲示される。最終日のプロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から20分以内に提出されなければならない。これはRRS 62.2を変更している。

16. 得点

レース公示15の通りとする。

17. [NP] 安全規定

- 17.1 乗員の1名が近畿北陸団体戦予選LINEオープンチャットにおけるGoogle Formに投票することで、艇はチェックアウトまたはチェックインすることができる。チェックアウトとチェックインは、レースの行われる日の8:00から受け付ける。
- 17.2 [SP] 出艇しようとする艇は、出艇する前にチェックアウトしなければならない。帰着した後その日に再度出艇する前にも、チェックアウトしなければならない。

尚、ペナルティーはその日の最初のレースに課す。

17.3 [SP] 帰着した艇は、帰着後速やかにチェックインしなければならない。

[SP] 加えて、チェックインは抗議締切時刻までに完了しなければならない。

尚、ペナルティーはその日の最終のレースに課す。

17.4 レースからリタイアする艇は、頭上に両腕でバツ印を作ることにより、できるだけ早くレース委員会またはプロテスト委員会に伝えなければならない。

[SP] 加えて、リタイアした艇は、近畿北陸学生ヨット団体戦 LINE オープンチャットで手に入る『リタイア報告書』 Google Form に記入し以下の通りレース・オフィスに提出しなければならない。

(a) 水上でリタイアした場合には抗議締切時刻までに。

(b) 陸上でリタイアした場合にはできるだけ早く。

尚、ペナルティーは該当するレースに課す。

17.5 レース委員会は、安全上必要と判断した場合：

(a) 艇が求めなくても艇を救助すること、

(b) 艇に、直ちにリタイアして支援艇・応援艇からの救助を受けるなどの指示をすることができる。

艇は、(a) の救助を拒否してはならず、また、(b) の指示に従わなければならない。

この場合のレース委員会の判断の誤りは、艇による救済要求の根拠とはならない。

これは RRS 60.1 (b) を変更している。

17.6 救助を求める必要がある場合には、頭上で手のひらを広げて振り、その意思を表すこと。救助の必要がない場合には、頭上でこぶしを握って振ること。

17.7 艇が転覆状態で、乗員の体が海中にある場合、海域によっては艇を強制救助する場合がある。

18. 乗員表の提出

18.1 [SP] [NP] 艇は、その日のそれぞれのレースの乗員の氏名を、近畿北陸ホームページ **またはオルグ**にて入手できる『乗員表』に記入して、オープンチャットに抗議締切時刻までに提出しなければならない。尚、ペナルティーは該当するレースに課す。

19. 装備の交換

19.1 [DP] 損傷または紛失した艇体または装備の交換は、**テクニカル委員会**の承認なしでは許可されない。交換する艇は、最初の妥当な機会に、SI 19.2 に規定された方法で承認を要請しなければならない。

19.2 [SP] SI 19.1 に基づく艇による要請は、その艇の所属するチームの監督、コーチまたは競技者によって以下の方法で行われなければならない：

- ・ (a) 近畿北陸学生ヨット団体戦 LINE オープンチャットにて手に入る『装備交換要請書』 Google Form に記入し、電子的に提出する。
- ・ (b) 水上においては、レース委員会艇に口頭で伝える。

[SP] この口頭による要請をした艇は、抗議締切時刻までに『装備交換要請書』をオープンチャットのノートにて電子的に提出しなければならない。

- 19.3 **テクニカル委員会**がSI 19.1に基づき交換を許可する場合、その交換は艇による要請の時点に遡って許可される。ただし、艇体またはマストの水上での交換は許可されない。

20. 装備と計測のチェック

艇体と装備は、いつでも検査または計測されることがある。艇は、水上で検査のために直ちに指定されたエリアに向かうことを指示されることがある。艇は、検査のために帰着後直ちに指定された場所に艇体または装備を移動することを指示されることがある。

[DP] [NP] 艇は、検査または計測を行う者の指示に従わなければならない。

21. 運営艇

運営艇の標識旗は、以下の通りとする。

| | |
|-----------------|--------------------------------|
| レース委員会 | 白色旗 |
| プロテスト委員会 | 赤地に白字の‘JURY’と書かれた旗 |
| テクニカル委員会 | 白地に青文字の‘measurer’と書かれた旗 |

22. [NP]支援艇・応援艇

- 22.1 この帆走指示書の中で用いられる用語『支援艇・応援艇』は、RRSに定義された『支援者』の乗艇している『船舶』、および、その『船舶』に乗艇している『支援者』を指す。
- 22.2 [DP] 支援艇・応援艇は、水上にいる間：
- (a) レース公示 16 に基づき貸与された識別旗を目立つように掲揚していなければならない。
 - (b) 艇および運営艇を妨げてはならない。
- 22.3 [DP] 支援艇・応援艇は、いずれかの艇がレース中、【添付書 C】に定める『艇がレースをしているエリア』の外側にいなければならない。
- 22.4 [DP] 支援艇・応援艇は、レース中の艇に引き波の影響を与えてはならない。
- 22.5 [DP] 支援艇・応援艇には、可能な場合、水上にいる間は常時レース委員会からの無線通信を受信していることが求められる。その日のレース委員会からの無線通信のチャンネルは08:00までに掲示される。支援艇・応援艇は、艇の救助要請など安全のために必要と考えられるレース委員会からの妥当な要請に応じなければならない。レース委員会からの要請に応じて行動している支援艇・応援艇には、SI 22.2(b)、22.3および22.4は適用されない。
- 22.6 [DP] RRS37に基づき、レース委員会が音響信号一声と共にV旗を掲揚した場合、全ての運営艇、支援艇は可能な場合には、捜索と救助の指示を受けるためにレース委員会の無線の通信チャンネルを聴取しなければならない。
- 22.7 長音1声と共に掲揚されたピンク色旗が掲揚されている間、支援艇・応援艇は、危険な状態にある艇に対して、可能な限りのあらゆる救助をしなければならない。この規

令和4年度近畿北陸学生ヨット連盟

則に従って救助している支援艇・応援艇には、SI 22.2(b)、22.3 および 22.4 は適用されない。

23. ごみの処分

支援艇・応援艇のない競技者は、運営艇にごみを渡してもよい。

24. [DP] 無線通信

非常時を除き、レース中の艇は、音声やデータを送信してはならず、かつ、全ての艇が利用できない音声やデータ通信を受信してはならない。

25. 賞

レース公示 18 の通りとする。

26. 責任の否認

この大会の競技者は、自分自身の責任で参加する。RRS 4 『レースすることの決定』参照。主催団体は、大会の前後、期間中に生じた物的損害または人身傷害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

以上

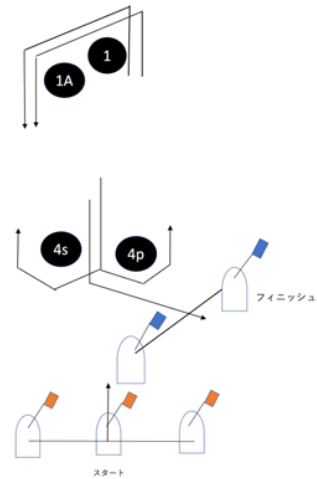
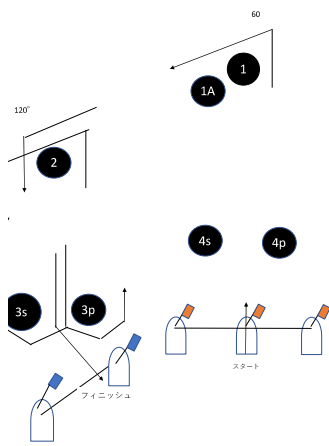
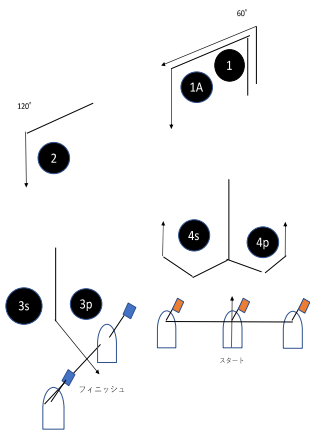
帆走指示書 添付書 A

コース (SI 8)

I (インナーループ)

O (アウトーループ)

L (風上-風下)

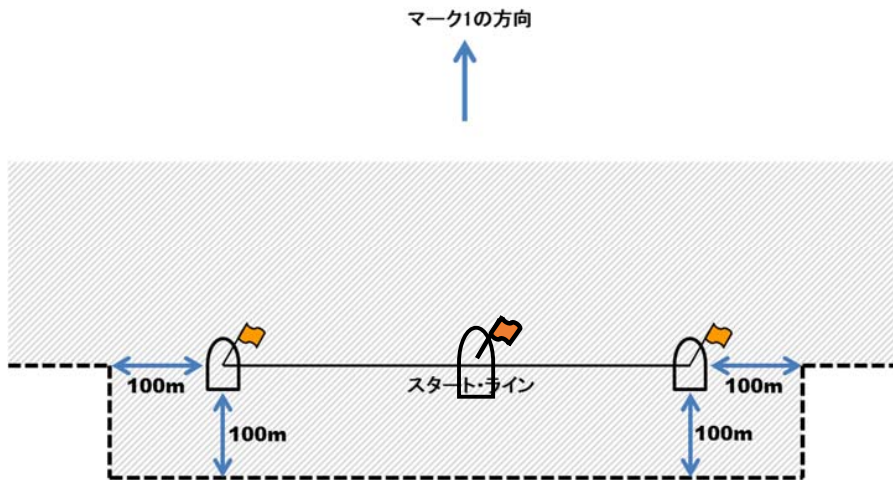


| | | |
|---------------------|----|--|
| トラペゾイドコース (インナーループ) | I2 | Start-1-1A-4P/S-1-2-3P-Finish |
| | I3 | Start-1-1A-4P/S-1-1A-4P/S-1-2-3P-Finish |
| トラペゾイドコース (アウトーループ) | O2 | Start-1-2-3P/S-2-3P-Finish |
| | O3 | Start-1-2-3P/S-2-3P/S-2-3P-Finish |
| 風上-風下コース | L2 | Start-1-1A-4P/S-1-1A-4P-Finish |
| | L3 | Start-1-1A-4P/S-1-1A-4P/S-1-1A-4P-Finish |

帆走指示書 添付書 B

スタート・エリア (SI 10.2)

『スタート・エリア』は、下図に示した斜線部、ならびに、スタート・ラインおよびその延長線のコース・サイドとする。



帆走指示書 添付書 C

艇がレースをしているエリア (SI 22.3)

『艇がレースをしているエリア』は、以下の通りとする。

1. レース中の艇から 100m 以内、
2. 準備信号から、全てのレース中の艇がスタート・ラインを離れるまで、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまでの間の、スタート・ラインとスタート・マークから 100m 以内、
3. レース中の艇と次のマークとの間、
4. 両方にレース中の艇がいる場合の、インナー・ループとアウター・ループの間、
5. レース中の艇が 100m 以内にいるマークから 100m 以内、および、
6. レース中の艇が 100m 以内にいる場合の、フィニッシュ・ラインとフィニッシュ・マークから 100m 以内。

支援艇・応援艇は、ここに定められたエリアの外側にいることに加えて、SI 22.7 にも従わなければならない。

令和4年度近畿北陸学生ヨット連盟

帆走指示書 添付書 D

レース・エリア (SI 7)

『レース・エリア』を、以下の図に示す。

風光によってどちらかの海面でレースを行う。

